

函館市監査公表第 1 0 号

函館市長から，行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 1 9 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 戸 地
令和 6 年(2024年) 7 月 2 6 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，
次のとおり通知します。

部 局 名	戸井支所		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和 5 年 8 月 31 日～令和 6 年 3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
ア 市町村合併前から加入している相互救済事業の保険について			
本市では、施設の火災保険および公用車の自動車保険について、特に理由がある場合を除き、公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業である建物総合損害共済および自動車損害共済に加入する取扱いとしている。			
こうしたなか、戸井支所、恵山支所、楳法華支所、病院局において、一般財団法人全国自治協会の相互救済事業である建物災害共済および自動車損害共済へ市町村合併前から継続して現在も加入していた。			
該当部局においては、加入に当たり特に理由が無いのであれば、事務の統一化や効率化なども考慮し、全庁的に加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業への手続きについて検討されたい。			
措置内容、対応・考え方			
戸井支所における自動車保険の加入につきましては、令和 4 年度までは、戸井支所管内の除雪業務を受託できる事業者が、狭い道幅の除雪に必要な小型の除雪用車両を保有していなかったことから、当該車両を受託事業者へ貸し出すため、市において車両をリースし、自動車保険へ加入しておりましたが、令和 5 年度からは、当該車両を保有する事業者に委託できることになったため、車両のリースおよび自動車保険への加入は不要となったところです。			
今後は、事業者の撤退等により市において自動車保険への加入が必要となった際には、全庁的に加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の相互救済事業へ加入したいと考えております。			